

実地監査実務指針

(地方公共団体に対する財政融資資金貸付先実地監査)

平成26年6月

財務省理財局

(はじめに)

本実務指針は、財務省・財務局の实地監査官が、財政融資資金地方資金の貸付先实地監査を行う際に用いる手引書として位置付けられるものです。

地方公営企業に対する实地監査については、これまでのような決算の推移及び類似企業比較といった企業分析の基本的事項を機械的に評価するだけでは、必ずしも、経営状況に応じた中長期的な債務償還能力の評価や借り手である地方公営企業側との監査結果や意識の共有が十分にできないのではないかとこの視点に立ち、平成26年度以降は、これまでの制度を見直し、

- ① 確認のポイントを、決算における損益の悪化傾向から債務償還能力（債務残高とキャッシュフロー）に転換するとともに、
- ② 今後の施設の維持更新費用の推移を踏まえ、収支計画を確認することにより、中長期的な債務償還能力の状況、経営上の問題点や将来的なリスクについても確認する

こととしています。

また、实地監査先である地方公共団体に対し、实地監査の確認事項や着眼点、問題意識等を共有することを通じて、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を策定するなど、自主的に公的資金である財政融資資金の適正な使用及び財務の健全性の確保が図られることを期待して、公表することとしました。

目 次

財政投融资と実地監査の役割	・・・ 1
---------------	-------

第 1 章 実地監査における確認事項

1. 貸付資金の使用状況、経理に関する事項	
(1) 「起債対象外事業費等に関する確認調書」について	・・・ 4
(2) 貸付対象事業費等について	・・・ 7
2. 事業の成果に関する事項	・・・ 10
3. 貸付資金の元金の償還、利子の支払及びその他財務に関する事項	
(1) 貸付資金の償還状況等について	・・・ 11
(2) 公営企業の経営状況について	・・・ 12

第 2 章 実地監査結果の審査及び通知

1. 貸付資金の使用状況等	・・・ 17
2. 公営企業の経営状況	・・・ 20

財政投融資と実地監査の役割

1. 財政投融資の機能

財政投融資は、国債の一種である財投債の発行により調達した資金などを財源にして、政策を実現するための、国による長期・低利資金の出融資活動です。

資源配分の調整機能と経済の安定化機能を果たしており、租税負担の軽減、受益者負担の実現、長期にわたってチェック機能を発揮することによる事業の効率的な実施等の特徴がある制度です。

地方公共団体に対しては、災害復旧事業、辺地・過疎対策事業のような国が責任を持って対応すべき分野や、公共事業など、教育・社会福祉施設などの整備事業のように国の政策と密接な関係のある分野を中心として、また、財政規模などの違いによる資金調達能力の低い地方公共団体にも資金の安定的確保を図るものとして、財政投融資は活用されています。

2. 実地監査の役割

財政制度等審議会の提言等を受け、財政投融資の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持のために、財政投融資対象の独立行政法人や地方公共団体に対して、公的資金の貸手としての視点から、①政策的意義、事業の成果等、②財務の健全性・償還確実性、③資金の適正な執行、使用状況等の実態を財務省、財務局職員が実地に確認し、必要に応じて改善のための取り組みを求めています。

【根拠法令】

○ 財政融資資金法（昭和 26 年法律第 100 号）

（目的）

第 1 条（略） 国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対して確実かつ有利な運用となる融資を行うことにより、公共の利益の増進に寄与することを目的とする。

○ 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和 49 年大蔵省令第 42 号）

（借入の要件）

第 14 条 地方公共団体は、次の各号に掲げる要件を具備していなければ地方資金の貸付を受けることができない。

- 一 償還の見込みが確実であること
- 二 事業の計画が適切であること

- 三 財務の経理が明確であること
- 四 地方資金の償還について延滞がないこと

- 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の規定に基づき財務大臣が定める書式等（令和元年財務省告示第 48 号）

別紙 財政融資資金普通地方長期資金等借用証書特約条項

第 1 1 条 乙は、この借入金の使用の状況その他この借入金に関し必要な事項について、甲から調査を受け、又は報告を求められても異存ないものとする。

- 財政融資資金融通先等実地監査規程（昭和 60 年大蔵省訓令特第 23 号）

（目的）

第 1 条（略） 貸付金の使用状況及び経理に関する事項、事業の成果に関する事項並びにその他財務に関する事項を調査することにより、資金の使用の適正化を図り、もって資金の効率的な運用に資することを目的とする。

- 財務省組織令（平成 12 年政令第 250 号）

（管理課の所掌事務）

第 5 4 条（略）

一・二（略）

三 財政融資資金の融通先…における資金の使用状況の調査及び実地監査に関すること…。

四～十三（略）

- 財務省組織規則（平成 13 年財務省令第 1 号）

（融資課の所掌事務）

第 2 2 2 条（略）

一～三（略）

四 財政融資資金の融通先についての調査及び実地監査に関すること。

五～七（略）

（財務課の所掌事務）

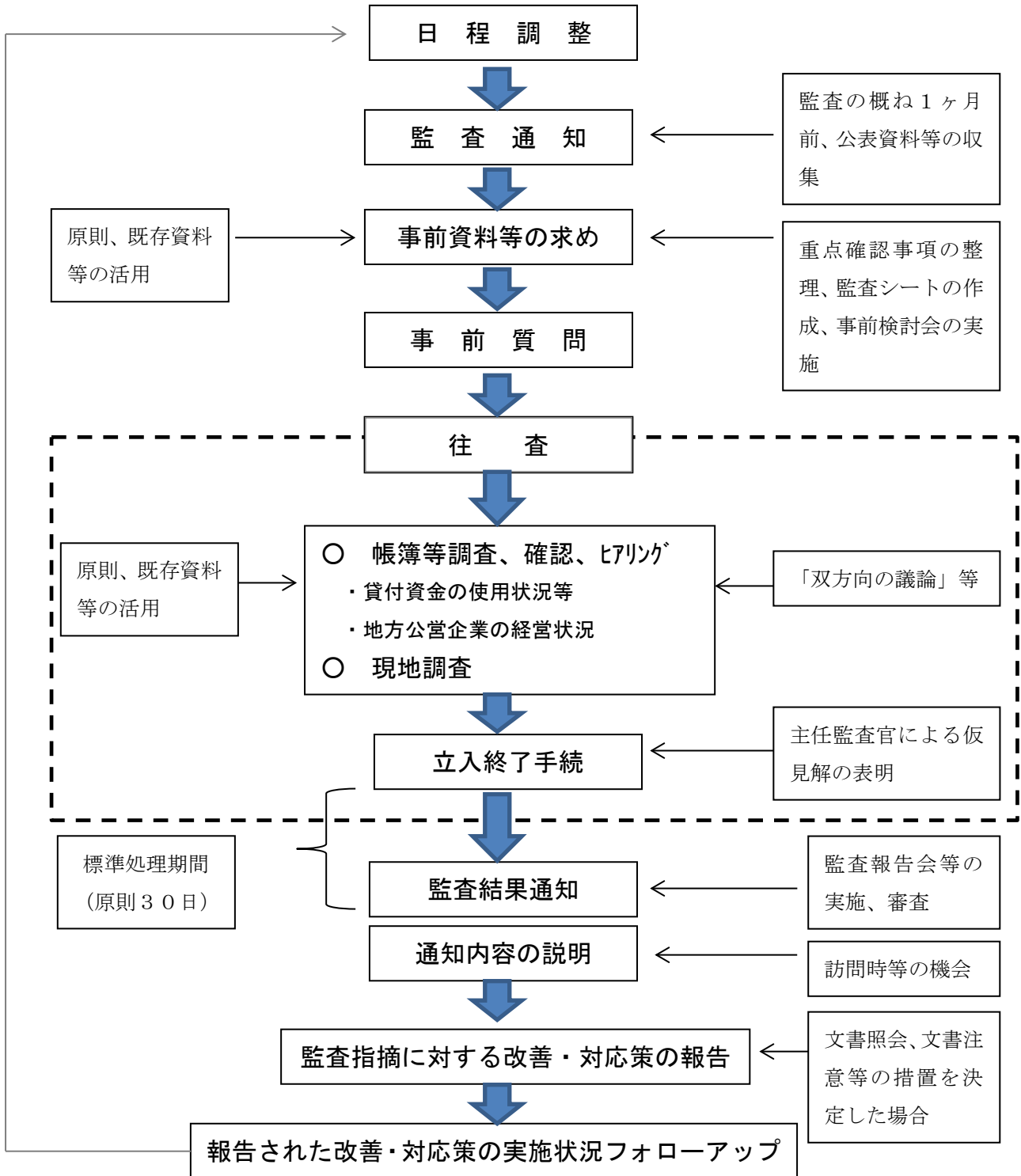
第 2 5 7 条（略）

一～七（略）

八 財政融資資金の融通先についての調査及び実地監査に関すること。

九～十四（略）

実地監査の実施手続（基本的な流れ）



次回監査までの間、毎年度、決算確定時に決算資料等入手し、実施状況をフォローアップ。
 次回監査実施時期の検討を行う。

第1章 実地監査における確認事項

1. 貸付資金の使用状況、経理に関する事項

(1) 「起債対象外事業費等に関する確認調書」について

【検証ポイント】

・「貸付資金の使用状況、経理に関する事項」は、貸付資金について、地方債同意等基準等に定める適債事業に対し適正な額が使用されているかどうか、に着目した確認事項である。

・適正な借入を行うためには、実地監査先自らが貸付対象事業費の管理及び借入にかかる事務処理について、確実な内部検証を行う体制を整備し、その体制が有効に機能していることが極めて重要である。

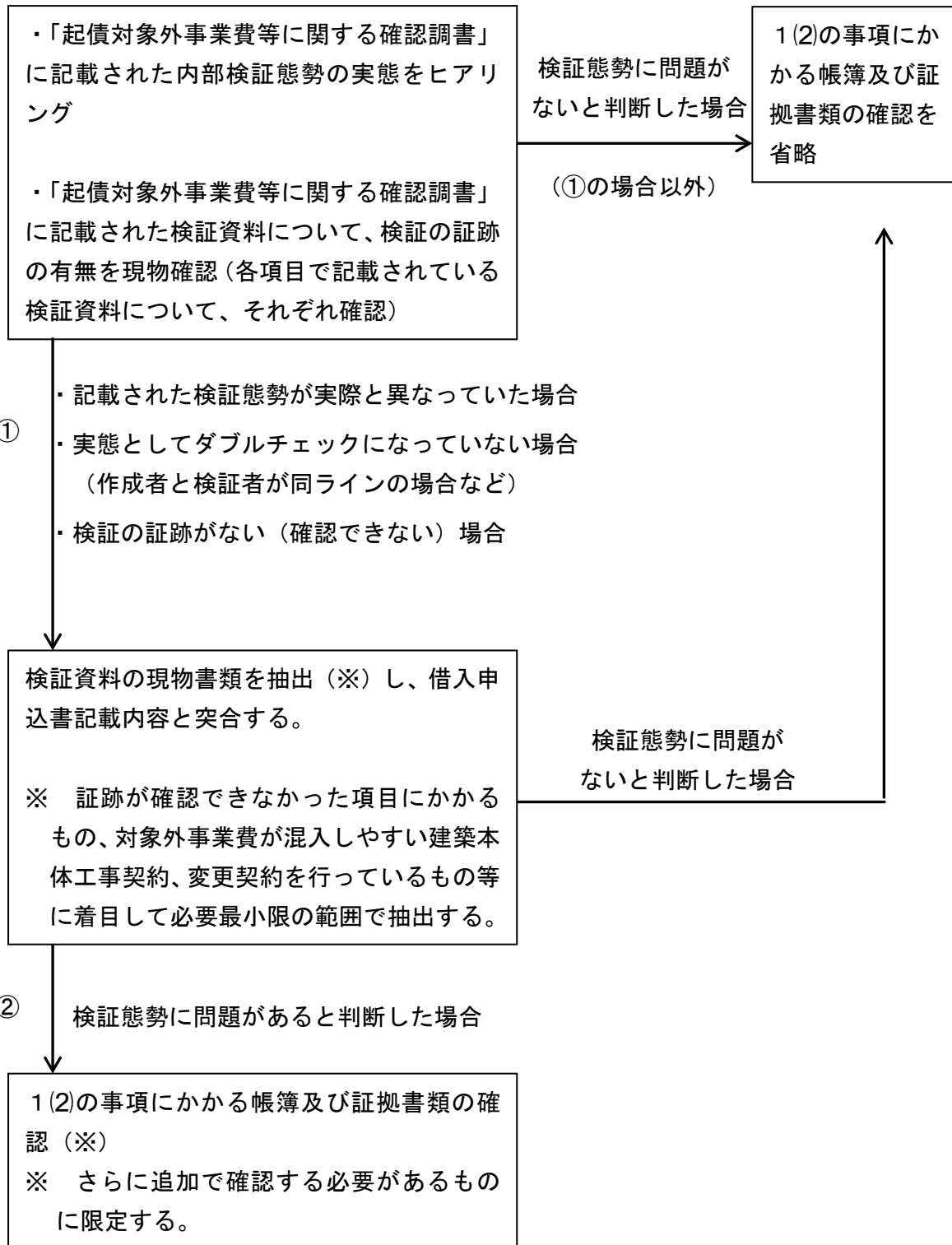
・監査官は、①貸付対象事業費の管理、②借入にかかる事務処理、③内部検証がそれぞれ適切に行われているかといった観点から、借入時に提出を受けている「起債対象外事業費等に関する確認調書」に基づき、以下の確認項目について具体的に確認する。

・確認の流れは別紙1「確認フロー図」のとおり。

・確認の結果、実地監査先の態勢面に問題がないと判断した場合は、1(2)「貸付対象事業費等について」の帳簿等の確認を省略。

・一方、1(2)「貸付対象事業費等について」以下の各事項において不適切事案が認められた場合において、「起債対象外事業費等に関する確認調書」で申告された検証態勢が事実と異なり必要な検証が行われていなかったことが原因であることが判明した場合は、特に注意喚起すべき事案として扱うこととなる。

確認フロー図



【確認項目】

1. 貸付対象事業費

① 実施事業費の確定

実施事業費の管理、借入申込書類への記載は誰が行い、誰が検証しているのか、実体的な検証となっているか、検証に使用する資料は何かをヒアリングするとともに、実際に検証した証跡を現物資料により確認する。

② 対象事業費の算出

実施事業費のうち貸付対象事業費の算出、借入申込書類への記載は誰が行い、誰が検証しているのか、実体的な検証となっているか、検証に使用する資料は何かをヒアリングするとともに、実際に検証した証跡を現物資料により確認する。

③ 決算済事業費

貸付対象事業費に決算済事業費が混入していないことの確認、借入申込書類への記載は誰が行い、誰が検証しているのか、実体的な検証となっているか、検証に使用する資料は何かをヒアリングするとともに、実際に検証した証跡を現物資料により確認する。

2. 控除財源

① 補助金等

国庫補助金等の管理、借入申込書類への記載は誰が行い、誰が検証しているのか、実体的な検証となっているか、検証に使用する資料は何かをヒアリングするとともに、実際に検証した証跡を現物資料により確認する。

② 寄付金・負担金・分担金等

寄付金・負担金・分担金等の管理、借入申込書類への記載は誰が行い、誰が検証しているのか、実体的な検証となっているか、検証に使用した資料は何かをヒアリングするとともに、実際に検証した証跡を現物資料により確認する。

【留意事項】

証跡の確認については、例えば、借入申込書を提出する際の決裁文書について、添付資料や決裁（検証）の流れを確認することが考えられるが、外形面のみで適否を判断するのではなく、十分な検証が行われているか、実態判断を行う必要がある。

1. 貸付資金の使用状況、経理に関する事項
(2) 貸付対象事業費等について

【検証ポイント】

・「貸付資金の使用状況、経理に関する事項」は、貸付資金について、地方債同意等基準等に定める適債事業に対し適正な額が充当されているかどうか、に着目した確認事項である。

・①貸付対象事業が地方債同意等基準等に定める適債事業でなかった場合、②実施事業費が借入申込時に申告していた事業費よりも減となっていた場合、③事業の全部又は一部が未実施であった場合、④控除財源が借入申込時に申告していた額よりも増となっていた場合には、貸付限度額超過に繋がり、公的資金の適正な運用の観点から問題となる。

・監査官は、①事業内容は地方債同意等基準等に照らし適正か、②貸付額は適正かといった観点から、以下の確認項目について具体的に確認する。

(注) 確認項目1～5は、前述の1(1)「起債対象外事業費等に関する確認調書」についてにより実地監査先の検証態勢に問題がないと判断した場合に帳簿等の確認を省略。

【確認項目】

1. 貸付対象事業の内容

① 貸付対象事業以外の事業の実施

契約書、仕様書等により事業内容を確認するほか、現地において、位置図、配置図等と取得財産の照合・確認を行う。

また、複数年度にわたる継続契約を含む事業等については、貸付対象事業費に貸付対象年度以外の年度に属する事業費が混入していないか確認する。

借入申込時に申告のあった対象事業以外を実施していた場合、貸付対象年度以外の事業費が混入していた場合は、その理由、事業内容、地方債同意等基準等に照らした適債性、貸付限度額への影響を確認する。

② 貸付対象事業費とならない事業費の混入

契約書、仕様書、実施設計書等により、事業費の細目を確認する。

地方債同意等基準等に照らし貸付対象事業費とならない、一般的調査費や

少額備品購入費等の混入が認められた場合は、貸付限度額への影響を確認する。

2. 貸付対象事業費の減少

決算書及び決算の明細等により事業費を確認、借入申込書と突合する。

借入申込時に申告していた事業費から減少していた場合は、その理由、貸付限度額への影響を確認する。

3. 貸付対象事業の全部又は一部の未実施

竣功検査調書等により事業完成日を確認するほか、現地調査により完成しているか確認する。

事業の全部又は一部の未実施や、事業費の一部に未払いが認められた場合は、その理由及び貸付対象事業費への影響の有無を確認する。

この結果、貸付対象事業費が減少した場合は、貸付限度額への影響を確認する。

4. 控除財源等

決算書及び決算の明細等により控除財源等の額を確認、借入申込書と突合する。

借入申込時に申告していた額よりも増額となっていた場合、その理由、貸付限度額への影響を確認する。

5. 完成前借入の有無

竣功検査調書により完成日を確認するとともに、繰越計算書により繰越手続が適正に行われているかを確認する。

完成日が年度を跨いでいるにもかかわらず、繰越手続が適正に行われていなかった場合、決算済事業費による貸付限度額への影響を確認する。

6. 貸付限度額

1～5の確認において、貸付対象事業費等に変更等が認められた場合は、以下(1)～(3)により貸付限度額を算定する。この場合において、貸付対象事業が二以上の事業で構成され、かつ、地方債同意等基準等において各事業毎に貸付資金の額が特定されているときは、各事業毎に算定する。

(1) 貸付対象事業費から控除財源等を控除した額

(2) 貸付時と事業内容に相当の乖離が生じているなど、事実と相違した借入と

認められる場合は、(1)の額と、(1)の額に地方債同意等基準等で定める充当率を乗じて得た額のいずれか少ない額

(3) 予算の限度額が上の(1)(2)の額に満たない場合は、当該予算の限度額

【留意事項】

貸付予定額決定年度の翌年度末までに事業の全部又は一部が未完成であった場合は、当該未完成部分の事業費は貸付対象事業費から除いて貸付限度額を算定する。

2. 事業の成果に関する事項

【検証ポイント】

・「事業の成果に関する事項」は、公的資金である財政融資資金の適正な運用の観点から、貸付資金により取得した財産等が適正に管理され当初の政策目的に鑑み十分に活用されているかどうか、に着目した確認事項である。

・監査官は、①取得財産の管理状況は適正か、②目的外に使用されていないか、③十分に利活用されているかといった観点から、以下の確認項目について具体的に確認する。

【確認項目】

1. 取得財産の管理運営状況

① 管理及び使用状況の適切性

財産台帳、委託契約書等のほか、現地確認により、取得財産等が適正に管理され、借入申込書記載の目的どおりに使用されているかを確認する。

取得財産等が目的外の用途に使用されていた場合、既に処分されていた場合には、処分行為承認手続の有無、処分した理由及び時期、代替施設の内容（処分財産との用途の同一性など）を確認する。

② 施設の稼働状況

管理日誌、委託先からの報告書等、施設の使用状況に関する資料により、施設等の稼働状況を確認する。

施設等の稼働状況が予定と比べ著しく低調な場合には、その理由と、組織として適切な改善措置を講じているかを確認する。

2. 行政評価の実施状況

監査対象事業が当該団体の実施している行政評価の対象となっている場合、行政評価調書及び関係書類により事業の成果にかかる評価を確認する。

事業の見直し又は改善を求められている場合には、対応状況を確認する。

3. 貸付資金の元金の償還、利子の支払及びその他財務に関する事項

(1) 貸付資金の償還状況等について

【検証ポイント】

・「貸付資金の元金の償還、利子の支払及びその他財務に関する事項」は、公的資金である財政融資資金の債権管理の観点から、実地監査先が償還等を適切に行う態勢となっているか、に着目した確認事項である。

・監査官は、①延滞が発生させた実地監査先が適切な改善措置を講じているか、②転貸資金について適正な債権管理を行っているかといった観点から、以下の確認項目について具体的に確認する。

・「1. 貸付資金の償還状況」については、監査実施前に実地監査先の償還状況を確認し、延滞が発生していた場合のみ確認する。

・「2. 地方公共団体が転貸する資金の債権管理状況」については、当該地方公共団体以外のもので転貸する目的の貸付資金を監査対象とした場合のみ確認する。

【確認項目】

1. 貸付資金の償還状況

事案の関係書類により、延滞が発生した理由、改善策、今後新たに延滞が生じるおそれがないかを確認する。

料金収入を有する事業で、当該収入を償還財源に充てることとしている場合は、収入実績を確認する。

2. 地方公共団体が転貸する資金の債権管理状況

転貸先との契約書類等により、貸付目的どおり転貸が行われているか確認する。

転貸先から繰上償還があったにもかかわらず、財政融資資金に繰上償還をしていない場合は、その理由を確認する。

3. 貸付資金の元金の償還、利子の支払及びその他財務に関する事項
(2) 公営企業の経営状況について

【検証ポイント】

・「貸付資金の元金の償還、利子の支払及びその他財務に関する事項」は、公的資金である財政融資資金の債権管理の観点から、実地監査先が償還等を適切に行う態勢となっているか、に着目した確認事項である。

・地方公営企業については、独立採算が原則とされていることを踏まえ、将来にわたる債務の償還も見据えた計画的な経営が行われていることが重要である。

・監査官は、「公営企業年鑑」「決算統計」「決算書」「中長期経営計画」「キャッシュフロー計算書」等の経営資料について、公表資料の収集あるいは実地監査先から事前提出を求め、十分に事前分析を行ったうえで監査に臨む。

・監査官は、①「現状及び将来における経営上の問題点及びリスクの有無」：経営状況に改善を要すべき問題点を有していないか、将来の経営状況に影響を及ぼすリスクを有していないか、実地監査先が当該問題点等を認識し対応しているか、②「債務償還能力」：経営により十分な償還原資を生み出しているか、③「収支計画」：中長期的な収支計画に基づく経営管理が行われているか、中長期的にも償還原資は確保されるか、といった観点から以下の確認項目について具体的にヒアリング及び原資料の確認を行う。

【確認項目】

1. 現状及び将来における経営上の問題点及びリスクの有無

実地監査先である地方公営企業の、①経営環境の背景となる事項（事業の供用開始の時期、経営規模、事業の政策性、地域特性、建設投資の状況、企業債残高の推移など）、②収支構造（収益の状況、費用の状況、他会計繰入金の内容と繰入方針）、③損益の推移、④償還キャッシュの獲得状況、⑤経営環境の変化への対応・経営改善に対する取り組みの状況 等について確認する。

経常損益（繰出基準外の他会計繰入金等を除く。以下「基準外繰入前経常損益」という。）が赤字となっている場合あるいは基準外繰入前経常損益が悪化傾向にある場合においては、構造的に赤字となる問題点はないか、実地監査先

は組織として問題を認識し対応する措置を講じているかが重要となる。

経営状況に改善を要すべき問題点を有していないか、将来の経営状況に影響を及ぼすリスクを有していないかを確認するためにポイントとなる主な着眼点等は、以下のとおり。

(1) 施設の稼働率等はどうか。

類似企業の平均経営指標との比較だけではなく、最大稼働率の状況等もあわせて確認する。

施設利用率が劣位にあり、最大稼働率も低い場合は、施設が過大で、得られる収入に比して資本費負担が大きいことで、損益のマイナス要因となっている可能性がある。

上水道事業	施設利用率、最大稼働率
下水道事業	施設利用率、水洗化率
病院事業	病床利用率

(2) 収益の状況はどうか。

費用の状況とあわせて確認、構造的に赤字となっていないか。

また、数量（有収水量、患者数）が減少している場合、損益の悪化要因となる。

上水道事業	年間有収水量、20 m ³ あたり料金、供給単価
下水道事業	年間有収水量、20 m ³ あたり料金、使用料単価
病院事業	入院患者数、患者1人1日あたり入院収益、外来患者数、患者1人1日あたり外来収益

(3) 費用の状況はどうか。

収益の状況とあわせて確認、構造的に赤字となっていないか。

また、収益の増加を上回って費用が増加している場合や、収益が減少しているにもかかわらず費用が高止まりしている場合は、損益の悪化要因となる。

上水道事業	給水原価
下水道事業	汚水処理原価
病院事業	職員給与費率、医療材料費率、薬品使用効率

(4) (1)から(3)を踏まえ、収支が確保される経営を行っているか。

以下に示す指標は収支採算がとれているかどうかを表しており、100%を下回る場合は、収益面・費用面のいずれかあるいは両方の要因により赤字構造となっていることを意味する。

100%を下回り、更に、類似企業の平均値を下回っている場合は、経営効率化等の取り組みが十分に実施されていない可能性がある。

上水道事業	料金回収率
下水道事業	経費回収率（分流式下水道等に要する経費控除前）
	経費回収率（維持管理費）
病院事業	医業収支比率

2. 債務償還能力の状況

独立採算原則に基づく経営による償還原資の確保の観点から、実質債務残高を償還キャッシュで除して算出した企業債債務償還可能年数により、現時点の企業単体の債務償還能力を算出する。

また、財政融資資金の償還確実性の観点から、実質債務残高を繰入後償還キャッシュで除して算出した繰入後企業債債務償還可能年数により、現時点の一般会計からの支援も含む繰入後の債務償還能力を算出する。

いずれについても、前述の1. (1)~(4)で確認した問題点等との関連を整理する必要がある。

【留意事項】

① 実質債務残高

(法適) 企業債残高 + 一時借入金 - 減債積立金

(法非適) 地方債残高 + 翌年度繰上充用金 - 減債基金

注1：一時借入金・翌年度繰上充用金は、実質的に固定化していると判断されるもの。

注2：建設改良費に充てられた他会計借入金、減債基金以外の積立金等については、その用途等実態を確認したうえで、実質債務残高の算定に算入する。

② 償還キャッシュ

(法適) 基準外繰入前経常損益 + (減価償却費 + 資産減耗費 + 繰延勘定償却)

- 長期前受金戻入

(法非適) 基準外繰入前経常損益 + 減価償却費相当額 (地方債償還金)

ただし、当該年度の実償還額から借換債収入分・資本費平準化債収入分をもつて償還した額及び繰上償還額を除く。

- ③ 繰入後償還キャッシュ
 (法適) 経常損益 + (減価償却費 + 資産減耗費 + 繰延勘定償却) - 長期前受金戻入
 (法非適) 収益的収支 収支差引
- ④ 企業債債務償還可能年数
 実質債務残高を償還キャッシュで除したものであり、独立採算原則に基づく公営企業単体での債務償還能力を表すものである。
- ⑤ 繰入後企業債債務償還可能年数
 実質債務残高を繰入後償還キャッシュで除したものであり、一般会計からの支援を前提とした繰入後の債務償還能力を表すものである。
- ⑥ 企業債債務償還可能年数の算定にあたり使用する償還キャッシュは、原則として、基準年度以前3年の平均値を用いる。
 ただし、平均値を算出するにあたっては、特殊な要因により償還キャッシュ等に大きな影響を及ぼしている場合は補正を行い、補正が困難であれば、当該年度の償還キャッシュを含めないものとする。
- ⑦ 繰入後企業債債務償還可能年数の算定にあたり使用する繰入後償還キャッシュは、年度毎の数値を用いる。
- ⑧ 実地監査先がキャッシュフロー計算書を整備している場合は、必ずあわせて確認すること。

3. 収支計画の状況

将来の償還原資の確保の前提となる、収支計画における経営見通しについて、以下①～⑤の点を中心に確認する。

- ① 【収益見通し】(給水収益、下水道使用料、医業収益)
 前提としている需要見通しは合理的か、需要見通しを反映した額を計上しているか
- ② 【投資見通し】(建設改良費)
 需要見通しを反映し、将来にわたる施設等の更新・修繕を織り込んだ施設整備計画を策定しているか
 収支計画における建設改良費等は、その施設整備計画を反映したものになっているか
- ③ 【他会計繰入金】
 繰入基準・繰入方針に基づき適正に積算された額が計上されているか
- ④ 【費用のうち変動費】 営業規模(収益見通し)との整合
 いわゆる営業コストについて、職員数の適正化等、削減に取り組ん

でいるか

- ⑤ 【費用のうち減価償却費・支払利息】 投資見通しとの整合
減価償却費・支払利息について、適正な投資規模に基づき、企業債
元金償還額が減価償却費の額を下回り、投資の健全性が保たれている
か

【留意事項】

収支計画については、以下の点について相互に認識を共有したうえで取り扱うこと。

- i 監査においては、収支計画による将来見通しを重視していること。
- ii 受理した収支計画については次回の監査で計画と実績の乖離を確認することとな
り、その結果により文書照会・文書注意・貸付制限に該当する場合があること。

第2章 実地監査結果の審査及び通知

1. 貸付資金の使用状況等

【ポイント】

・「貸付資金の使用状況等」にかかる実地監査結果の審査及び通知は、公的資金である財政融資資金の「適債性」の観点から、問題が認められた場合にその是正を図ること等を目的に行う。

・個別の不適切事案の指摘を行うことが監査の一義的な目的ではなく、実地監査先における発生原因の認識と対応策により、かかる事案の再発防止を図ることが重要である。

・このため、監査においては、実地監査先自らが、貸付対象事業費の管理及び借入にかかる事務処理について確実な内部検証を行う体制を整備し、その体制が有効に機能しているかを十分に確認し、不適切事案の発生原因の所在を究明することが必要となる。

1. 全監査先共通

第1章の各項目の確認の結果認められた、貸付資金の使用状況等について、将来にわたって適切な運用を確保する観点から留意すべき事項を、実地監査先に通知する。

2. 不適切事案

次のいずれかに該当する事項があるときは、軽微なものを除き、処理を要する事案（以下「不適切事案」という。）として取扱う。

- (1) 貸付対象事業費とならない事業費が含まれているとき
- (2) 貸付対象事業費が減少しているとき
- (3) 貸付対象事業の全部又は一部が未実施のとき
- (4) 貸付対象事業以外の事業を実施しているとき
- (5) 借入申込書に添付された起債対象外事業費等に関する確認調書の記載内容が事実と異なるとき
- (6) 借入申込書に計上された控除財源以外の控除財源があるとき
- (7) 貸付限度額を超えているとき

- (8) 取得財産等の処分行為を行っており、処分行為の承認手続き等を行っていないとき
- (9) 取得財産等が有効に活用されていないなど、管理運営に適正を欠いており、改善を要するとき
- (10) 行政評価で貸付対象事業の見直しや改善等を求められ、適切な措置が講じられていないとき
- (11) 特別の理由がある場合を除き、貸付対象事業の完成前に貸付資金を借り入れているとき
- (12) 貸付資金の償還元金又は利子について現に延滞があり、かつ、必要な公債費を予算化していないこと等により今後新たに延滞が生じるおそれがあるとき
- (13) 転貸資金について転貸先から繰上償還があったにもかかわらず、財政融資資金に繰上償還をしていないとき。ただし、繰上償還相当額を当該転貸資金の新規起債額の算定にあたり控除している場合を除く

3. 不適切事案の処理

不適切事案については、次の(1)から(4)の区分に従い処理するものとし、併せて文書により改善等所要の措置を求める。

(1) 事後承認

次の①から③のいずれかに該当するときは、事後承認することができる。

① 計画変更の承認

貸付対象事業以外の事業を実施していた場合で、以下のいずれかに該当する場合

- イ. 貸付対象事業と同一の目的を有し、かつ同程度の効用を有するとき。
- ロ. 貸付対象事業と一体となるもので、かつ当該貸付対象事業の効用上必要と認められるとき。
- ハ. 貸付予定額決定年度以後の地方債同意等基準等において貸付の対象とされている事業費がある場合で、やむを得ない理由があると認められるとき。

② 充当変更の承認

二以上の事業で構成され、かつ、地方債同意等基準等において各事業毎に貸付資金の額が特定されている貸付対象事業において、一の事業に貸付資金の充当超過があった場合で、他の事業に貸付資金の充当余地があ

り、一の事業から他の事業へ貸付資金を充当変更することについて、やむを得ない理由があると認められるとき。

③ 取得財産等の処分行為の承認

取得財産等の処分行為を行っており、処分行為の承認手続き等をしていない場合において、当該処分行為が財政融資資金地方資金管理事務処理細則第57条に掲げる次の各号のいずれかに該当するものでないとき。

イ. 取得財産等の処分行為が故意又は過失による非違行為等によるものであるとき。

ロ. 処分する取得財産等が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定により関係各省庁の長の承認を受けられない等の理由で、補助金の返還を伴うものであるとき。

ハ. 処分する取得財産等の元利償還金の全部又は一部に、国による財政措置を講じることとされた地方債であるとき。（当該財産を有償で譲渡する場合に限る。）

ニ. 取得財産等の処分行為により財政融資資金の活用先として、相応しくない用途に供されることとなるとき。

(2) 償還期限の短縮

事後承認をする場合において、必要と認められるときは、償還期限の短縮を行う。

(3) 繰上償還

事後承認又は償還期限の短縮を行わない場合は、貸付資金のうち貸付限度額を超える額について繰上償還を求める。

(4) 文書注意

事後承認、償還期限の短縮又は繰上償還に該当しない場合は、不適切事案の内容等を明示した文書により注意する。

この際、借入申込書に添付された起債対象外事業費等に関する確認調書の記載内容と異なり、必要な検証が行われていない実態が認められる場合は、その旨を付記する。

2. 公営企業の経営状況

【ポイント】

・「公営企業の経営状況」にかかる監査結果の審査及び通知は、公的資金である財政融資資金の償還確実性を確保する観点から、地方公営企業の経営状況において一定の基準に該当する事象が認められた場合等に、経営改善策の策定等の対応を求めることを目的に行う。

・財政融資資金の債権保全を図ることが監査の一義的な目的ではなく、実地監査先自らが経営上対応すべき問題を認識し適切に対応することにより、将来にわたって財務の健全性の確保を図ることが重要である。

・企業債債務償還可能年数が30年を超えている場合に文書照会等の措置に該当するか判断することとなるが、その中でも改善を求めるべき事由のある先に対してアーリーウォーニングを行うこととしており、企業債債務償還可能年数が基準を超過していることのみをもって措置を行うものではないことに留意。

1. 全監査先共通

第1章の各項目の確認の結果認められた、将来にわたって財務の健全性、財政融資資金の償還確実性を確保する観点から留意すべき事項（収支計画が策定されていないときは策定の要請を含む。）について、実地監査先に通知する。

【留意事項】

収支計画の策定の有無でいう「収支計画」は、事業部門にとどまらず財政担当部局の部局長の承認を得ているなど、当該地方公共団体において中長期的な経営計画として機能するものであり、かつ、少なくとも監査実施時の翌年度を含むものとする。

2. 企業債債務償還可能年数が30年を超えている場合

企業債債務償還可能年数が30年を超えているときは、次の(1)から(4)の区分に従い処理するものとするが、実地監査先の公営企業が属する特別会計の状況及び当該企業の規模等を総合的に検討した結果、当該個別企業に対し改善を求める必要がないと認められる場合は、上記1の通知により処理することができる。

【留意事項】

- ① 一時的要因による損益悪化、大規模災害など、特殊な要因により企業債債務償還可能

年数が「一時的に」増加する可能性があることから、そうした事情が認められる場合には、当該特殊要因による影響額を控除する、あるいは当該年度の数値を除外するなど、所要の補正を行ったうえで判断する必要がある。

- ② 収支計画について、実地監査先の企業が属する特別会計全体で作成・運用されている場合は、実地監査のために個別企業毎の収支計画を作成させる必要はなく、全体計画をもって将来見通しを評価する。

(1) 文書照会

次の①から④のいずれかに該当するときは、問題と認められる事項の指摘及びその他の留意すべき事項の通知を行うとともに、具体的な改善策、及び収支計画の策定又は見直しについて報告を求める。

ただし、①または②に該当するときであって、収支計画における繰入後企業債債務償還可能年数（計画）が、原則として今後5年以内に30年以下となり、かつ、その前提となる具体的な改善策が策定されていると認められる場合は除く。

- ① 企業債債務償還可能年数が増加傾向にあるとき
- ② 重要な経営指標が類似企業の平均経営指標に比べ劣位であるとき
- ③ 繰入後企業債債務償還可能年数（実績）が、前回の監査において確認した収支計画上の繰入後企業債債務償還可能年数（計画）に比べ増加しているとき
- ④ 特段の理由なく収支計画が策定されていないとき

【留意事項】

- ① 但書にいう「①または②に該当するとき」は、将来の改善見通しを是として但書を適用したものについて、計画どおり改善が図られていない場合（③に該当する場合）にあつては、その同じ収支計画をもって再度但書は適用しないとの趣旨であり、次回監査における措置に影響することから、十分な根拠を有する計画であることが重要となる旨を良く説明のうえ取り扱うこと。
- ② 但書にいう「原則として、今後5年以内に30年以下」について、上水道事業、下水道事業にあつては、整備計画の進捗度合等を勘案し、必要に応じて「今後10年程度以内に30年以下」と読み替え、更に「30年以下」を超える場合であっても、長期的に収支がバランスする収支計画が策定されており、実績がその計画どおりに進捗しているなど、償還確実性が認められる場合を含む。

- ③ 「重要な経営指標」は、以下の指標とする。
 - i 上水道事業
施設利用率、供給単価、料金回収率
 - ii 下水道事業
水洗化率、使用料単価、経費回収率（分流式下水道等に要する経費控除前）
 - iii 病院事業
病床利用率、職員給与費率、医業収支比率
- ④ 収支計画の策定の有無でいう「収支計画」は、事業部門にとどまらず財政担当部局の部局長の承認を得ているなど、当該地方公共団体において中長期的な経営計画として機能するものであり、かつ、少なくとも基準年度の翌年から原則5年、上下水道にあっては10年分を含むものとする。「特段の理由」は、計画を策定することが既に決定している場合等をいう。

(2) 文書注意

次の①から④のいずれかに該当するときは、問題と認められる事項の注意及びその他の留意すべき事項の通知を行い直ちに改善に取り組むよう求めるとともに、具体的な改善目標を定めた経営改善計画及び当該経営改善計画を前提とした収支計画について報告を求める。

また、次回監査時において所要の改善がなされていないと認めるときは、貸付を制限又は繰上償還を求めることがあることをあわせて通知する。

ただし、①または②に該当するときであって、収支計画における繰入後企業債債務償還可能年数（計画）が、原則として今後5年以内に30年以下となり、かつ、その前提となる具体的な改善策が策定されている場合は除く。

- ① 企業債債務償還可能年数が30年を著しく超過しているとき
- ② 重要な経営指標が類似企業の平均経営指標に比べ著しく劣位であるとき
- ③ 企業債債務償還可能年数が増加傾向にあり、かつ、繰入後企業債債務償還可能年数（実績）が、前回の監査において文書照会し、策定又は見直しを行った収支計画上の繰入後企業債債務償還可能年数（計画）に比べ増加しているとき
- ④ 前回の監査において文書照会し、報告を求めた改善策が特段の理由もなく実施されていないとき

【留意事項】

- ① 文書照会の留意事項①～③は、文書注意においても同じ。
- ② 「30年を著しく超過」は、病院事業にあっては35年超、上水道事業及び下水道事

業にあっては45年超とする。

- ③ 本文③にいう「企業債債務償還可能年数が増加傾向にあり」は、前回監査で文書照会の措置をとった先について、本業における経営努力の結果、企業債債務償還可能年数は減少しているにもかかわらず、繰入金の減により「繰入後企業債債務償還年数（実績）が増加」という事象が生じる場合があるので、そうしたケースについては、本文③による文書注意は適用しない趣旨である。

(3) 貸付制限

前回の監査において文書注意し、報告された経営改善計画が特段の理由もなく実施されず、経営状況が著しく悪化しているとき又は事実と著しく相違する報告が行われていたときは、貸付制限を実施するとともに、直ちに改善を求める。

(4) 繰上償還

前回の監査において貸付制限を行ったにもかかわらず、報告された経営改善計画が特段の理由もなく実施されず、経営状況が著しく悪化しているときは、繰上償還を求める。